

【いつでもかけつけ 365】重要事項(※特定商取引法に基づく表示)

ご利用にあたっては、本紙に記載の事項及びサービスの解除に関する事項をよくお読みください。

(1) サービス名

「いつでもかけつけ 365」

(2) サービスの種類

株式会社セールスパートナー（以下、「セールスパートナー」といいます）が提供する以下サービスとなります。

- ① 設備トラブルに対して、24 時間 365 日出張費用・60 分以内の基本作業料金・軽部材費用無料かつ回数制限なしで水回り、鍵、ガス・電気設備などのトラブルに 24 時間 365 日対応する緊急かけつけサービスを提供します。
- ② 水回りサポート
台所・洗面台・トイレ・浴室のトイレが詰まった、浴室排水が流れない、または台所蛇口から水漏れするといった事象に対する一次対応をします。
- ③ カギのサポート
カギを失くして家に入れない、または内鍵が掛かってしまってドアが開かない、またはカギが折れて入れないといった事象に対して開錠する一次対応をします。
- ④ ガラスのサポート
突風でガラスが割れた、窓ガラスにヒビが入っている、または子供が誤ってガラスを割ったといった事象に対して、割れたガラスの回収や破損箇所の養生等の一次対応をします。
※ガラス交換の場合、交換作業は特殊作業となりますので、ガラス料金と作業料金は実費となります。
- ⑤ 電気のサポート
落雷などでブレーカーが落ち、エアコンがつかない、または洗面所の管球の交換方法が分からないといった事象に対する一次対応をします。
※特殊な電気器具(配電盤・分電版等)の故障は、部材発注となり時間がかかります。
※家電製品等利用者個人の所有物のトラブル及び停電/料金未払いが原因の事象は対象外となります。
- ⑥ ガスのサポート
ガスレンジが点火しない、ガスの元栓をひねってもお湯が出ない、または給湯器が故障しているかも

しれないといった事象に対して、ガス器具の点検を行う一次対応をします。

※ガス器具の修理には即日対応できない場合があります。

※ガス漏れが原因の事象はガス会社に連絡し対応します。

※料金未払いが原因の事象は対象外となります。

サービス対象外事由

- ・施工不良（リフォーム）等が起因。※左記は、施工会社に連絡頂きます。
- ・高所作業ならびに現場駆けつけ作業員の安全が確保できない場合。
- ・管球やフィルター等の消耗品交換は除く。
- ・利用者の持ち込み家電等は対象外。
- ・壁面、天井、屋根等塗装及びクラック補修。
- ・共有部分及び近隣住人との共有箇所に設置されている設備及び箇所。
- ・外観目視できない設備及び箇所で給水管、弁類、加圧給水ポンプ、雨水排水ポンプ、ポンプ制御盤、ディスポーザー処理槽等。
- ・その他当社が電話にて確認させていただいた際、不適切だと判断した設備及び箇所。
- ・雨漏りの対応。
- ・午後 11 時以降翌日午前 9 時までの時間帯における破壊による解錠。
- ・玄関ドア以外のカギのトラブル。
- ・室内ドア扉が特殊ガラスの場合。
- ・家電製品等(建物に付随している設備以外)に関するトラブル。
- ・電気設備の消耗品の交換。

※各サービスの詳細は「いつでもかけつけ 365」Web サイトにてご確認くださいか、または〇〇光販売担当者までお問い合わせください。

(3) ご利用料金

月額基本料金：550 円(税込)

※「いつでもかけつけ 365」のご利用には、株式会社ティーダが提供する BLAST 光のご契約が必要です。

(4) ご利用料金のお支払の時期及び方法

支払方法：月額基本料金は以下のうちいずれかの方法にてお支払いください。

- 1.株式会社ティーダが定めるクレジット会社のクレジットカード。
- 2.その他株式会社ティーダが定める支払方法。

※お申込方法によっては、クレジットカードのみの受付となる場合があります。

支払時期：各支払い方法に定める支払い時期によります。

(5) サービスの提供時期

お客さまからの利用申込みに基づき、株式会社ティーダ及びセールspartnerの申込み処理手続きが完了した後、株式会社ティーダがサービスの利用開始日として通知した日からご利用いただけます。

(6) サービス提供事業者の名称、住所および代表者氏名

名 称 株式会社セールspartner
住 所 東京都豊島区南池袋二丁目9番9号
代表者氏名 大高 渉

(7) キャンペーンについて

BLAST 光をご利用のお客さま

ご契約の光インターネット回線のマイページにてご確認ください。

(8) サービスに隠れた瑕疵がある場合のセールspartnerの責任について

上記サービスの提供に関し、セールspartnerが負う損害賠償責任は、お客さまから受領する月額利用料金を上限とし、セールspartnerはこれを賠償するものとします。

(9) 契約の解除について

以下に記載の「サービスの解除に関する事項」をご確認ください。なお、サービスに関する利用契約の解除に関する書面は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご提出願います。

※契約の解除に関する書面には、「いつでもかけつけ 365 契約解除」と記載いただき、住所、電話番号及び契約者氏名(いずれもこのサービスの利用申込み時に株式会社ティーダにご登録いただいた情報)を明記ください。

契約解除書面の送付先

BLAST 光をご利用のお客さま

宛名 光回線サポートデスク
住所 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 1-3-38-9F
株式会社ティーダ 内

※ 上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

【サービスの解除に関する事項】

1. この書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面にてご連絡いただくことによりこのサービスに関する利用契約の解除を行うことができます。
2. 上記1に記載した事項お客さまが、セールspartnerが特定商取引法第21条第1項の規定に違反してこのサービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことによる

り誤認をし、又はセールspartnerが同条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、セールspartnerが交付する当該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第24条第1項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。

3. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面をお客さまが発した時に、その効力が生じます。
4. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合においては、セールspartnerは、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求いたしません。
5. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供されたときにおいても、セールspartnerは当該契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
6. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、セールspartnerが当該契約に関連して金銭を受領しているときは、セールspartnerは、速やかに、その全額を返還いたします。
7. 上記1、2に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴いお客さま（特定商取引法第24条第1項の申込者等をいう。）の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されているときは、お客さまは、セールspartnerに対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができるものとします。

(10) 契約解除に関するお申込みフォーム

<http://blasthikari.jp/form.php>